

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）に基づき、人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。

令和四年三月三十一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一六―四―二八

人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（年金証書） 第七条（略）	（年金証書） 第七条（略）

2 実施機関は、既に交付した年金証書の記載事項（人事院が定めるものを除く。）を変更する必要があるときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

3 (略)

第八条 年金証書の交付を受けた者は、当該年金証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、実施機関に書面で年金証書の再交付を請求することができる。

(削る)

2 実施機関は、既に交付した年金証書の記載事項（人事院が定めるものを除く。）を変更する必要があるときは、当該年金証書と引換えに新たな年金証書を交付しなければならない。

3 (略)

第八条 年金証書の交付を受けた者は、当該年金証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、実施機関に書面で年金証書の再交付を請求することができる。この場合において、年金証書を損傷した者は、当該年金証書を実施機関に提出しなければならない。

2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した年金証書を発見したときは、速や

第九条 傷病補償年金を受ける権利を喪失した者
又はその遺族は、その喪失の事実を明らかにす
る資料を提出しなければならぬ。

かにこれを実施機関に返納しなければならない。
第九条 傷病補償年金を受ける権利を喪失した者
又はその遺族は、その喪失の事実を明らかにす
る資料を提出するとともに、速やかに年金証書
を実施機関に返納しなければならない。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。